

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等 (平成30年度実績)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県	市等												
	自立促進計画	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	就業・自立支援事業		自立支援教育訓 練給付金事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための強 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高等学校卒業 程度認定試験 合格支援事業
			母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	一般市等就 業・自立支援 事業	自立支援教育訓 練給付金事業	高等職業訓練促 進給付金等事業							
北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

北海道・東北ブロック

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		市等										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業		自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭程度認定試験合格支援事業			
		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業									
10	群馬県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	埼玉県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県	市等																				
	自立促進計画	母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	自立支援教育訓 練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親家庭等 日常生活支援 事業	ひとり親家庭等 生活向上事業	ひとり親家庭 への総合的な 支援のための 相談窓口の強 化事業	ひとり親家庭 高度卒業 程度認定試験 合格支援事業	その他											
17	石川 県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	福井 県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	山梨 県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	長野 県	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就 業・自立支援 センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		市等									
21	岐阜県	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		中部ブロック									

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県	市等										
	自立促進計画	自立支援給付金事業	母子・自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中部ブロック											

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

自立促進計画		自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭支援認定試験合格支援事業
滋賀県	25	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		自立支援給付金事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
京都府	26	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		自立支援給付金事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
大阪府	27	自立促進計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		自立支援給付金事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

近畿ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県		市 等																
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	都道府県	市 等	
																		自立支援教育訓練給付金事業
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	兵庫県	28
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	奈良県	29
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	和歌山県	30

近畿ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県		市等						
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎
			◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	島根県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	

中国ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県	市等												
	自立支援計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業									
34	広島県	自立支援計画	◎	◎	◎	◎◎◎	◎◎◎	◎◎◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
35	山口県	自立支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
36	徳島県	自立支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
37	香川県	自立支援計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		母子家庭等就業・自立支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

中国ブロック

四国ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		市等									
38	愛媛県	都道府県									
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等高度学校卒業程度認定試験合格支援事業
39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
四国ブロック											
九州ブロック											

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

都道府県	市等												
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	就業・自立支援事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
41	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
42	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
43	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
44	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

九州ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		市等											
都道府県	市等	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		就業・自立支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業		自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業					
45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

九州ブロック

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成30年度実績)

		都道府県										市等							
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業				
都道府県	◎	47	47	47	41	25	26	6	39	259 / 858 / 30.2%	69 / 74 / 93.2%	30 / 784 / 3.8%	814 / 858 / 94.9%	827 / 858 / 96.4%	541 / 858 / 63.1%	908 / 1741 / 52.2%	939 / 1741 / 53.9%	35 / 858 / 4.1%	265 / 858 / 30.9%
	○	0	0	0	0	0	2	0	1	858 / 30.2%	74 / 93.2%	784 / 3.8%	858 / 94.9%	858 / 96.4%	858 / 63.1%	1741 / 52.2%	1741 / 53.9%	858 / 4.1%	858 / 30.9%
		0	0	0	6	22	19	41	7										
平成30年度実施状況																			

(注)◎…継続して実施、○…令和元年度以降に実施予定、空欄…未実施
※ 県内の全市町村で実施している場合は◎

<都道府県を含む実施状況>

		平成30年度実施状況													
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業
		自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業						自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業					
306 / 905 / 33.8%	116 / 121 / 95.9%	861 / 905 / 95.1%	874 / 905 / 96.6%	582 / 905 / 64.3%	933 / 1788 / 52.2%	965 / 1788 / 54.0%	41 / 905 / 4.5%	304 / 905 / 33.6%	861 / 905 / 95.1%	874 / 905 / 96.6%	582 / 905 / 64.3%	933 / 1788 / 52.2%	965 / 1788 / 54.0%	41 / 905 / 4.5%	304 / 905 / 33.6%

令和2年度 婦人保護事業関係予算案の概要

令和元年度予算額
191億円の内数

令和2年度予算案
206億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

16百万円

- 婦人相談所活動費
 - ・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。
- 外国人・婦女子緊急一時保護経費
 - ・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。
- 婦人相談所における広域措置の実施
 - ・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。
- 相談・一時保護同伴児童経費
 - ・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

23億円

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

- 婦人相談所における一時保護の実施
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員※を配置するとともに、教材等の整備に必要な補助を創設する。【新規】
 - ・一時保護委託先の同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員※による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。【新規】
 - ※学習指導員、生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置
 - ・月払い（月初日の人数で算定）としている妊産婦加算について、日割り計算へ見直すとともに、一般生活費の支給について月初日～5日目までに日常生活諸費分を配分するよう支弁方法を見直す。
- 婦人相談所が一時保護委託するための経費
 - ・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、ストーカー被害者や性暴力・性犯罪の被害者についても一時保護委託の対象とする。
- 婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材等の整備に必要な補助を創設する。【新規】
 - ・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。【新規】
 - ・月払い（月初日の人数で算定）としている妊産婦加算について、日割り計算へ見直すとともに、一般生活費の支給について月初日～5日目までに日常生活諸費分を配分するよう支弁方法を見直す。
- 心理療法担当職員配置
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。
 - ・心理療法担当職員の配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件の緩和を図る。【拡充】※年度当初に対象者10名以上→常時1名以上に緩和
- 同伴児童のケアを行う指導員の配置
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。
- 夜間警備体制強化事業
 - ・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。
- 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援
 - ・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。
- 婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給
 - ・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員の活動強化（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

183億円の内数

○婦人相談員活動強化事業【拡充】

- ・婦人相談員の手当や、調査・指導のための旅費等を補助する。※一定の研修を終了した者について勤務実態に応じた手当額を支給。
- ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費を補助【拡充】

4 DV対策等の機能強化（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

183億円の内数

○婦人保護啓発活動事業

- ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確な理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。

○婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

- ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問するなどの方法により、相談、指導等の援助にあたる。
- ・退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託を可能となるよう、運用の見直しを図る。

○休日夜間電話相談事業

- ・婦人相談所において、電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業

- ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

- ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。(年3回)
- ・婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、専門研修の実施主体について、都道府県に加え、婦人相談員を配置する市(特別区含む。)においても実施できるよう、拡大を図る。

○専門通訳者養成研修事業

- ・人身取引及びDVIに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

- ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

○婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業

- ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。

○婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

- ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

○地域生活移行支援事業（スナップハウス）【新規】

- ・婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するとともに、見守り支援を行う生活支援員を婦人保護施設に新たに配置するための費用を補助する。

○DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

- ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもたちの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーナー（仮称）」を新たに配置するため費用を補助する。

5 若年被害女性等支援モデル事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

183億円の内数

- ・若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施。

6 DV被害者等自立生活援助事業【拡充】（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

183億円の内数

- ・一時保護退所後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度予算案183億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修に積極的に受講できるように婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【事業内容】

① 婦人相談員手当

一定の研修※を修了した者について勤務実態に応じた手当額を補助

※国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」又は地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者

② 婦人相談員活動費

a) 関係機関への同行旅費、相談業務に係る事務費を補助

b) 研修派遣のための研修受講旅費、代替職員雇上費用を補助 (拡充)

【実施主体】

都道府県・市 (特別区含む)

【対象者】

売春防止法第35条に基づき都道府県知事・市長が委嘱した非常勤の婦人相談員

【補助率】

国1/2、都道府県・市1/2

【補助基準額 (案)】

① 婦人相談員手当 研修受講者 : 月額最大194,900円 (R元 : 191,800円)
研修未受講者 : 月額最大151,800円 (R元 : 149,300円)

② 婦人相談員活動費

a) 同行旅費・事務費 都道府県 : 年額58,000円、市 : 年額49,000円
b) 研修受講旅費 年額45,940円
代替職員雇上費 年額224,000円

※ 「婦人相談所等職員への専門研修事業」において、これまで都道府県、婦人相談所を設置する指定都市までとしていた研修実施主体について、婦人相談員を配置する市 (特別区含む) まで拡大する。

婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度予算案183億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる集いの場提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 ※民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
- ・ 関係機関等への同行支援
- ・ 集いの場提供支援（拡充）
- ・ その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額（案）】

- ・ 対象者5人以上10人未満 1施設当たり 913千円
- ・ 対象者10人 1施設当たり 1,825千円
- ・ 10人を超えた対象者1人につき151,960円を乗じて加算
- ・ 集いの場提供支援 1施設当たり 425千円

婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

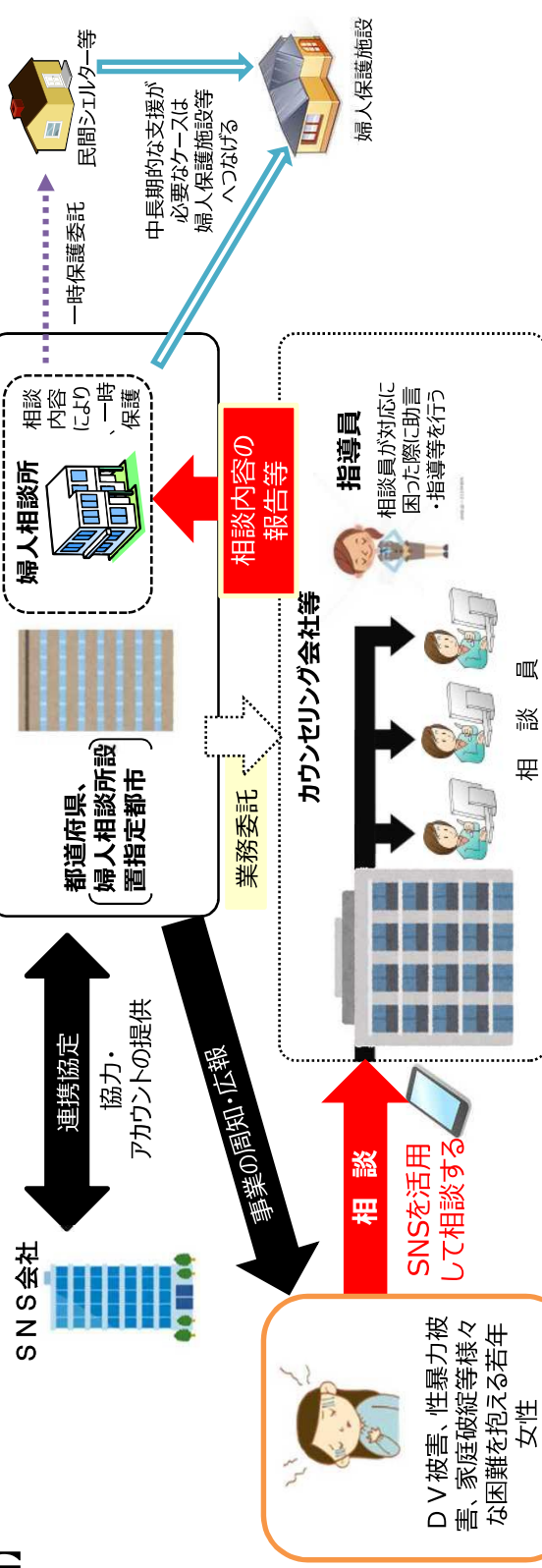
○ 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

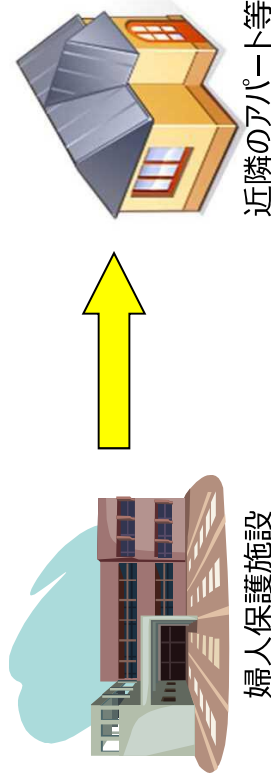
【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

- 婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国1 / 2、都道府県1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

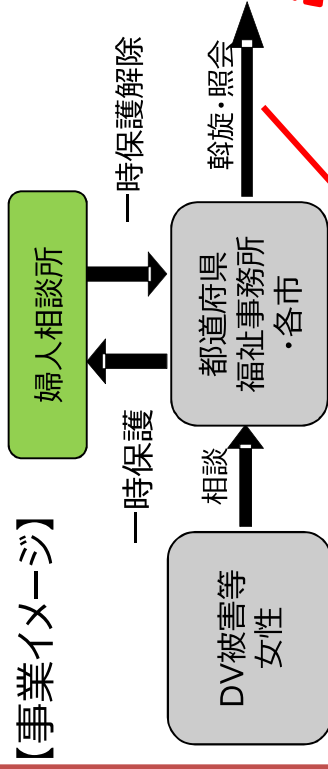
※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

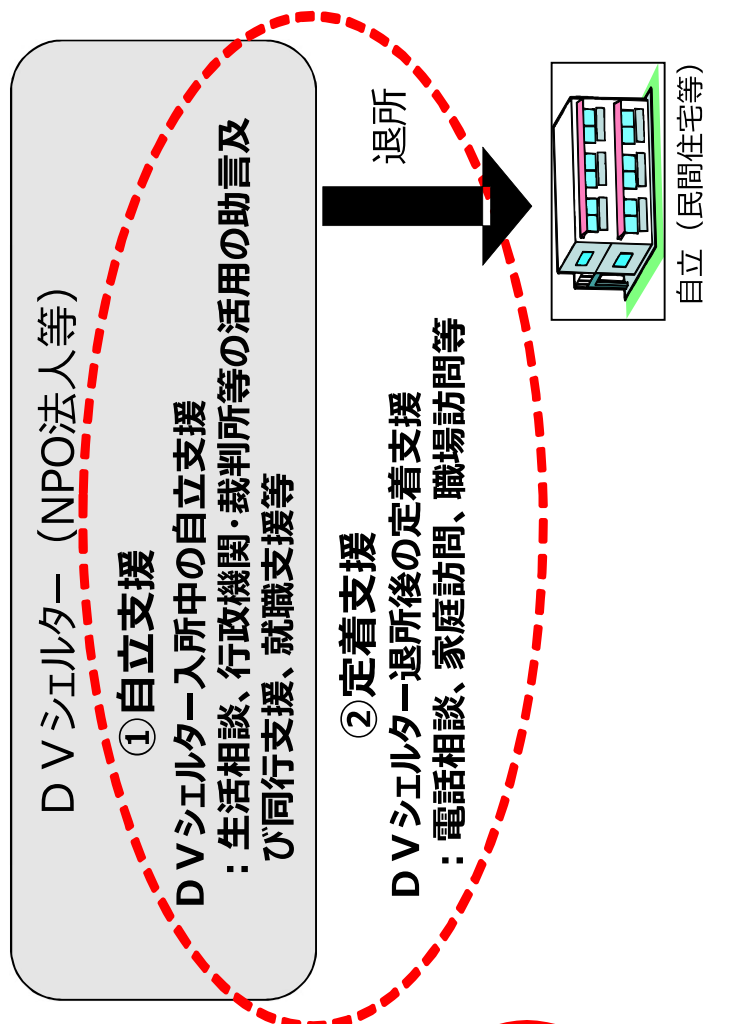
令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度予算案183億円の内数
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

拡充の内容

- 一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施開始から5年が経過している当該事業を本格実施に移行させ、実施箇所数を増やし自立支援を促進する。(4か所 → 35か所)



婦人相談所の一時保護（一時保護委託含む）が解除され、日常生活上の基本的な生活習慣が身に付いており、随時、相談や行政機関への同行支援等が必要なDV被害等女性
※DV被害の他、ストーカー被害、性犯罪・性暴力等の被害女性を対象



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国1/2、都道府県・市1/2

【国庫補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

若年被害女性等支援モデル事業

令和元年度予算169億円の内数 → 令和2年度予算案183億円の内数
 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

- ◆ 困難を抱えた女性については、個々のケースに応じた細やかな支援を行うことにより早期の自立支援が可能となることから、若年被害女性等に対して、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。
- ＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区 <補助率＞ 国10/10 <1か所当たりの補助基準額(案)＞ 10,860千円(①～④全て実施)

<モデル事業イメージ>

都道府県・市・特別区



★ 4つのアプローチで若年(被害)女性の早期からの自立を支援

- ① アウトリーチ支援【必須】
- ② 関係機関連携会議の設置等(関係機関との連携)【必須】
- ③ 居場所の確保【任意】
- ④ 自立支援【任意】

事業の一部(②を除く)を委託可能

民間団体



国 補助

① アウトリーチ支援

<未然防止>

- ◆ 夜間見回り・声かけ
- ◆ 相談窓口の開設 (電話・メール・LINE)

③ 居場所の確保

- ◆ 一時的な「安全・安心な居場所」の提供、相談支援の実施

④ 自立支援

- ◆ 学校や家族との調整、就労支援など自立に向けた支援を実施

若年被害女性等

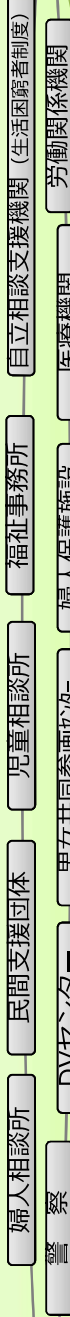
(JKビジネス被害者等)
 (家出少女・AV出演強要)



② 関係機関連携会議の設置等

(関係機関との連携)

- ◆ 実施主体は、関係機関連携会議を設置し、関係機関と民間支援団体の連絡・調整を図る
- ◆ 身体的・心理的な状態や置かれている状況等に応じて関係機関へつなぐ(同行支援を含む)



DV対応・児童虐待対応連携強化事業（仮称）【新規】

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

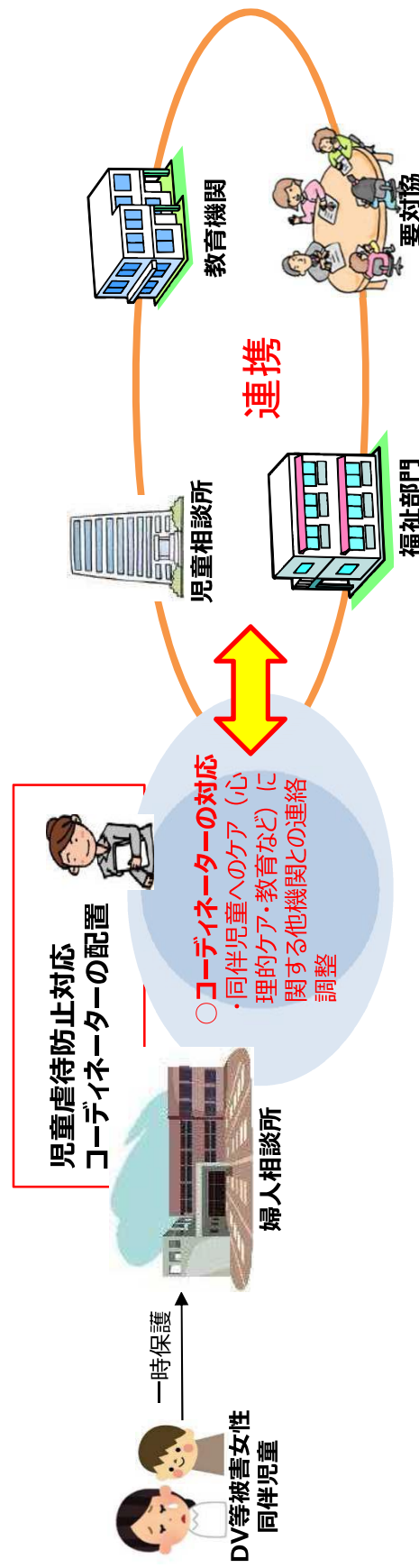
○ 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び必要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】



婦人保護施設措置費

(令和元年度予算)	(令和2年度予算案)
22億円	→ 23億円
(婦人保護事業費負担金) 9億円	→ 9億円
(婦人保護事業費補助金) 13億円	→ 14億円

(拡充等の内容)

【婦人保護事業費負担金・補助金】

◆ 同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を創設する。

※一時保護所の学習指導員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

◆ 心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（※）する。 ※心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること → 常時1名以上いることに緩和

◆ 同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に、通学するために生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。

※一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

(事業の目的・内容)

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担（補助）する。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・指定都市 5 / 10)

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ <概要>

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

(1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性

- 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。

(2) 新たな枠組みの必要性

- 女性を抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
- 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。

(3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方

- 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
- 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
- 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
- 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。

(4) 国及び地方公共団体の役割の考え方

- 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
- 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。

(5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方

- 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。

(6) 教育啓発、調査研究、人材育成等

- 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。

(7) 関連する他制度との連携等のあり方

- 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、D V防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。

雇児発0330第9号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護施設長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況等を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を別添のとおり定めたので通知する。

なお、本通知により「婦人保護施設長期収容施設の運営について」は廃止する。


また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称 かにた婦人の村

所在地 

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

- （1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要のある者を除く。
- （2）身の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

- （1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書(例)を参考にすること。

(2) 入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見をも十分聴取すること。

また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療に経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

(3) 入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支 援

(1) 婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

(2) 入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

(3) 入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができることとする。

5 退所等

(1) 要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

(2) 施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

(1) 婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

(2) 入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

別 紙

委 託 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家 (以下「乙」という。)とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村 (所在地 XXXXXXXXXX)」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

(委 託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

- (1)生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。
- (2)入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

(経 費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受ける時は、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(報 告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調 査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精 算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

- 2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意志表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲
乙

印
印

令和元年度DV防止等関連事業 都道府県別実施状況

(令和元年度 国庫補助金・負担金 交付申請ベース)

都道府県名	DV対策強化事業											婦人相談所・婦人相談所一時保護所											婦人保護施設										
	婦人保護啓発活動事業	婦人保護施設活用事業	休日夜間電話相談事業	暴力被害女性支援ネットワーク事業	婦人相談所等設置・移転事業	専門窓口に養成研修事業	法的対応強化事業	一時保護所入所者個別対応強化事業	夜間警備体制強化	心理療法担当員配置	高圧電圧対応員配置	外国人母子緊急一時保護経費	広域指置経費	夜間警備体制強化	精神科医面上費	心理療法担当員配置	高圧電圧対応員配置	個別対応員配置	地球生活移行支援(ステップハウス)	立ち寄り費	取組活動支援費												
1 北海道				○	○				○	○																							
2 青森県	○		○	○	○					○		○																					
3 岩手県	○		○	○	○						○											○											
4 宮城県	○			○	○				○	○	○	○	○																				
5 秋田県	○		○	○	○				○	○	○	○	○																				
6 山形県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
7 福島県	○		○	○	○					○		○																					
8 茨城県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
9 栃木県	○		○	○	○				○	○	○	○	○									○											
10 群馬県	○		○	○	○				○	○			○									○											
11 埼玉県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
12 千葉県	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○																				
13 東京都	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○									○											
14 神奈川県		○			○					○	○	○	○									○											
15 新潟県	○		○	○	○																												
16 富山県	○		○	○	○					○												○											
17 石川県	○		○	○	○																	○											
18 福井県	○		○		○																												
19 山梨県	○		○		○																	○											
20 長野県			○		○					○												○											
21 岐阜県	○	○	○	○	○					○	○	○	○									○											
22 静岡県			○	○	○					○	○	○	○																				
23 愛知県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
24 三重県	○			○	○					○	○	○	○																				
25 滋賀県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
26 京都府	○		○	○	○																	○											
27 大阪府	○	○		○	○					○	○	○	○									○											
28 兵庫県	○	○	○	○	○					○	○	○	○																				
29 奈良県	○		○	○	○																	○											
30 和歌山県	○		○	○	○					○																							
31 鳥取県	○			○	○					○	○	○	○																				
32 島根県	○			○	○					○	○	○	○																				
33 岡山県	○			○	○					○												○											
34 広島県	○		○	○	○																	○											
35 山口県	○	○	○	○	○																	○											
36 徳島県	○	○	○	○	○					○												○											
37 香川県	○		○	○	○					○	○	○	○									○											
38 愛媛県	○			○	○					○																							
39 高知県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
40 福岡県	○	○	○	○	○					○																							
41 佐賀県	○																					○											
42 長崎県	○	○		○	○					○	○	○	○																				
43 熊本県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
44 大分県	○		○	○						○	○	○	○																				
45 宮崎県	○		○	○	○																												
46 鹿児島県	○				○					○	○	○	○																				
47 沖縄県	○		○	○	○					○	○	○	○																				
合計	43	9	36	41	45	4	34	7	33	33 (34名)	22 (23名)	37	36																				

(注) 下線部該当事業について、()の無いものは職員数1名を表す。